石巻地区広域行政事務組合議会会議録

令和２年１１月３０日　第２回定例会

石巻地区広域行政事務組合

令和２年石巻地区広域行政事務組合議会第２回定例会

議事日程第１号

令和２年１１月３０日（月）午後２時

開　会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　休会の決定

諸般の報告

第４　提案理由説明

第５　認定第１号　令和元年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について

第６　第９号議案　石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第７　第１０号議案　石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

第８　第１１号議案　令和２年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第２号）

散　会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１４名）

１番　阿部浩章　議員	２番　木村忠良　議員
３番　櫻田誠子　議員	４番　星　雅俊　議員
５番　青山久栄　議員	６番　安倍太郎　議員
７番　森山行輝　議員	８番　千葉眞良　議員
９番　水澤冨士江　議員	１０番　大橋博之　議員
１２番　長谷川　博　議員	１３番　佐藤良一　議員
１４番　阿部　薫　議員	１５番　大森秀一　議員

欠席議員（１名）

１１番　五ノ井　惣一郎　議員

説明のため出席した者

理事長	石巻市長	亀山　紘
理事	女川町長	須田善明
会計管理者	石巻市会計管理者	阿部　仁
事務局長		沓沢秀幸
事務局総務企画課長		吉田　稔

事務局介護認定審査課長	及　川　純　子
事務局施設管理課長	秋　保　祐　二
事務局総務企画課長補佐	川原田　修　一
事務局総務企画課財務係長	大　森　政　栄
消防長	水　沼　克　之
消防本部次長	大　内　正治郎
消防本部消防危機管理監	岩　井　章　弘
消防本部総務課長	片　倉　哲　也
消防本部予防課長	三　浦　知　之
消防本部警防課長	小　菅　弘　勇
消防本部指令課長	酒　井　裕　之
消防本部総務課副参事兼総務課長補佐	大　森　康　智
消防本部総務課長補佐	本　田　祐　介
監査委員　石巻市代表監査委員	堀　内　賢　市
監査委員事務局長	石　森　　誠

議会担当職員出席者

議会書記長	佐　藤　　昭
議会書記長補佐	伊　藤　　稔
議会書記	髙　野　由　紀
議会書記	千　葉　　信

午後２時００分　　開　会

○議長（大森秀一議員）　これより、令和２年石巻地区広域行政事務組合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

11番五ノ井惣一郎議員から、今会期中の欠席の通告がありますので御報告いたします。

また、渥美巖副理事長から欠席の申し出がありますので、御報告いたします。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第１号をもって進めます。

なお、広域広報並びに新聞等報道のため、写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大森秀一議員）　それでは、日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員に、７番森山行輝議員、14番阿部薫議員、以上２議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（大森秀一議員）　次に、日程第２「会期の決定」を行います。お諮りいたします。今期議会の会期は、本日から12月２日までの３日間といたします。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大森秀一議員）　御異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月２日までの３日間と決定いたしました。

日程第３　休会の決定

○議長（大森秀一議員）　次に、日程第３「休会の決定」を行います。お諮りいたします。議案調査のため、明日12月１日本会議を休会とし、12月２日、再開することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大森秀一議員）　御異議なしと認めます。

よって明日から12月１日本会議を休会とし、12月２日、再開することに決定いたしました。

この際、「諸般の報告」を行います。

監査委員から定期監査の結果及び例月出納検査の結果についてそれぞれ報告があり、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日程第４　提案理由説明

○議長（大森秀一議員）　次に、日程第４「提案理由説明」であります。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

（理事長、登壇）

○理事長（亀山　紘）　それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

「令和元年度一般会計決算認定」「条例の一部改正」「令和２年度一般会計補正予算」の４議案を提案し、御審議をお願いするにあたり、その概要を御説明申し上げ、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

はじめに、「令和元年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定」について、御説明申し上げます。

予算現額 57 億 7,384 万７千円に対しまして、歳入決算額は 57 億 8,593 万 3,821 円、歳出決算額は 56 億 9,233 万 7,463 円で、歳入歳出差引残額は 9,359 万 6,358 円となっております。

この差引残額につきましては、4,759 万 6,358 円を財政調整基金に繰入れし、4,600 万円を翌年度へ繰越ししております。

なお、一般会計歳入歳出決算に係る、主要な施策の成果等に関する説明書を配付しておりますが、本組合における各種事業を推進できましたことは、議員各位の御理解と御協力の賜ものと感謝いたしているところであります。

次に、「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でありますが、人事院勧告に基づき、期末手当の見直しを国家公務員の給与制度を基本とした改正を行うものであります。

次に、「石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」でありますが、総務省が定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、「令和２年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第２号）」でありますが、今回の補正の主な内容は、各款の人件費については人事異動等に伴う増減や、給与改正に伴う期末手当の引下げ改定による減額を行うものであります。また、その他の経費については、介護保険法改正に伴う介護認定支援システム改修作業委託料の増額や衛生センターの統合に向けた整備の見直しに伴う維持補修費等の減額、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費の増額など、今後の執行見込額を調整したものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ１億 9,719 万円を減額し、58 億 7,768 万６千円とするものであります。

なお、それぞれの提案の詳細につきましては、後ほど事務局長及び消防長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のうえ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大森秀一議員）　ただいまの、理事長の提案理由に対する質疑につきましては、議案審議の際行うことといたしておりますので御了承願います。

日程第５　認定第１号　令和元年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について

○議長（大森秀一議員）　次に、日程第５、認定第１号「令和元年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について」を議題といたします。

本案について事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（沓沢秀幸）　ただいま上程されました、認定第１号「令和元年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について」御説明申し上げますので、表紙番号２の４ページをごらん願います。

決算の総覧でありますが、予算現額 57 億 7,384 万７千円に対しまして、歳入決算額は 57 億 8,593 万 3,821 円、歳出決算額は 56 億 9,233 万 7,463 円で、差引残額は 9,359 万 6,358 円となっております。

この残額につきましては、4,759 万 6,358 円を財政調整基金に繰入れし、4,600 万円を翌年度へ繰越ししております。

次に、予算額と決算額の比較について申し上げます。

歳入は予算額に対し 1,208 万 6,821 円上回り、執行率は 100.2％となっております。

一方歳出では、8,150 万 9,537 円の残額が生じており、執行率は 98.6％となっております。

次に、歳入歳出決算の概要について御説明申し上げますので、６ページをごらん願います。

まず、歳入でありますが、第１款分担金及び負担金は、予算現額 52 億 3,491 万６千円に対し、収入済額は同額となっております。

第２款使用料及び手数料は、予算現額１億 7,607 万２千円に対し、収入済額は１億 8,039 万 8,365 円で 432 万 6,365 円の増となっております。その主な要因は、クリーンセンターにおける清掃処理手数料の増によるものであります。

第３款国庫支出金は、予算現額 2,068 万４千円に対し、収入済額は同額となっており、これは全額消防費国庫補助金で「防衛施設周辺消防施設整備事業補助金」であります。

第４款県支出金は、予算現額 2,814 万５千円に対し、収入済額は 2,813 万 2,867 円で、これは「宮城県派遣職員給与負担金」及び「消防移譲事務交付金」であります。

第５款財産収入は、予算現額 9,029 万４千円に対し、収入済額は 9,673 万 6,681 円で 644 万 2,681 円の増となっておりますが、その主な要因は、クリーンセンターにおける電力売払収入の増などによるものであります。

第６款繰入金は、予算現額 4,382 万３千円に対し、収入済額は 4,359 万 9,987 円で 22 万 3,013 円の減となっておりますが、これは歳出、地域振興費の予算に係る執行残を調整し、ふるさと市町村圏基金からの繰入金を減額したものであります。

第７款繰越金は、予算現額 2,700 万４千円に対し、収入済額は 2,700 万円で、これは前年度決算剰余金の繰越金であります。

第８款諸収入は、予算現額 920 万９千円に対し、収入済額は 1,076 万 5,921 円で 155 万 6,921 円の増となっておりますが、その主な要因は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金の増などであります。

第９款組合債は、予算現額１億 4,370 万円に対し、収入済額は同額であり、これは、消防施設整備事業債となっております。

次に、歳出について御説明申し上げますので、８ページをごらん願います。

第１款議会費は、予算現額 323 万４千円に対し、支出済額は、305 万 94 円となっております。

第２款総務費は、予算現額１億 7,249 万１千円に対し、支出済額は１億 7,039 万 1,100 円となっております。

１項総務管理費で１億 4,237 万 6,482 円の支出済額となっておりますが、これは職員人件費、財務会計システム回線使用料、例規集更新データ作成委託料、人事評価制度支援業務委託料、広域広報に係る印刷代及び公用車購入費などであります。

２項市町村振興費で 2,801 万 4,618 円の支出済額となっておりますが、これは、おにぎり大使派遣事業委託料、ふるさと市町村圏基金積立金などであります。

次に、第３款民生費は、予算現額１億 4,071 万９千円に対し、支出済額は１億 4,021 万 1,228 円となっております。

１項養老施設費で 7,215 万 9,664 円の支出済額となっておりますが、これは養護老人ホーム万生園ＰＦＩサービス対価であります。

２項介護保険費で 6,805 万 1,564 円の支出済額となっておりますが、これは職員人件費及び介護認定審査会に要した経費であります。

次に、第４款衛生費は、予算現額 19 億 1,460 万７千円に対し、支出済額は、18 億 8,203 万 2,624 円となっておりますが、これは、職員人件費及び衛生センター、クリーンセンターの維持管理経費などであります。

次に、第５款消防費は、予算現額 34 億 5,792 万６千円に対し、支出済額は 34 億 1,578 万 6,103 円となっておりますが、これは、職員人件費、消防活動経費、ＰＦＩサービス対価、指令システム等の保守管理委託料、高所監視カメラシステム設置業務委託料及び消防車両等の備品購入費などであります。

次に、第６款災害復旧費は、未執行となっております。

次に、第７款公債費は、予算現額 8,086 万８千円に対し、支出済額は、8,086 万 6,314 円となっております。

第８款予備費の 400 万円は、充用額はなく全額不用額となっております。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては、表紙番号３の「主要な施策の成果等に関する説明書」及び表紙番号４の監査委員から提出されました「決算審査意見書」を添えております。

よろしく御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大森秀一議員）　次に、監査委員から決算審査結果についての報告を求めます。

堀内代表監査委員。

○監査委員（堀内賢市）　令和元年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算の審査の結果につきまして、監査委員を代表し、御説明申し上げます。

表紙番号４、「審査意見書」の１ページをごらん願います。

理事長から審査に付されました令和元年度一般会計決算及び決算付属書類について、７月28日から10月９日まで、関係諸帳簿、証拠書類、その他関係書類により、決算の正確性、予算執行の適確性、収入支出の合法性、財政運営及び財産管理の実績などに主眼を置いて審査を実施いたしましたところ、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、決算内容や予算執行状況は適正であると認めました。

それでは、審査意見書に基づき、その概要について、御説明申し上げますので、２ページをごらん願います。

はじめに、決算規模でございますが、予算現額57億7,384万７千円に対し、歳入決算額は57億8,593万3,821円で、執行率は100.2％、歳出決算額は56億9,233万7,463円で、執行率は98.6％でございます。

この結果、歳入歳出差引額は、9,359万6,358円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となっております。

このうち、4,759万6,358円を財政調整基金に積立てし、残る4,600万円を翌年度に繰越しいたしております。

次に、３ページから23ページまでの歳入歳出「款別決算」につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

また、実質収支に関する調書につきましては、24ページに、財産に関する調書につきましては、25ページに記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、決算審査の概要について御説明申し上げました。

次に26ページからの「むすび」をごらん願います。

１の「決算の概況」につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、２の「今後に望むこと」について、でございます。

令和元年度は東日本大震災から９年目にあたり、国の復興・創生期間が令和２年度末での終了を見据え、組織市町における各種基盤整備と復興事業完結後の持続可能なまちづくりへの取り組みと併せ、本組合も圏域の共同処理事業の効率的な事業運営に取り組んできたところであります。

平成30年１月に策定いたしました清掃施設整備方針に基づき、検討を進めてきた、し尿処理施設の東西衛生センターは令和５年度に統合することが決定され、本年度から総合実施計画策定に向けた準備が進められています。

また、クリーンセンターにつきましては、令和元年度に事業手法検討調査の実施及び長寿命化総合計画を策定し、その結果を踏まえて、今後は整備手法の決定に向けた事務を進めていく予定であります。

消防防災体制については、高度救助隊と特別救助隊が３か所となり、更なる充実が

図られています。

また、防災教育の一環となる救命講習の実施、火災、救急、救助、自然災害等への有事対応、更には大規模災害等への圏域の枠を超えた活動など、住民の安心安全への意識における消防職員の活動への期待は大きなものがあります。

今後も組織市町や消防団との連携のもと、消防体制の更なる充実と地域住民の期待に沿える取り組みを望むものであります。

地方自治法に基づく事務の共同処理は、本組合の「一部事務組合」と同様に法人格を持つ「広域連合」や法人格を持たない「事務の委託」などが規定されています。

特別公共団体として独立の法人格を持つ一部事務組合は、施設や組織を安定的に管理・運営する上で優れた仕組みである反面、意見調整に時間を要することや、当該事務の権限が一部事務組合に移行するため、組織団体の議会等の直接の対象とならないことなどが課題とされています。

本組合は昭和44年に設立し、同年に自治省から「石巻地域広域市町村圏」としての選定を受けました。

その後、社会情勢の変遷により、伝染病院設置管理業務、粗大ごみ処理施設、交通災害共済業務、視聴覚教材センターの石巻市への移行による教育委員会の廃止や石巻地区土地開発公社の解散など、共同処理の事務を見直しつつ、現在に至っています。

平成27年国勢調査で調査開始以来、初めて減少に転じた日本の人口は、急激にその減少が進んでいます。

自治体にとって人口減少は持続可能なまちづくりを進めるうえでの大きな課題であります。

人口減少は歳入確保にも影響を与え、組織市町では、より一層の歳出削減への取り組みが求められるところであり、組織市町の負担により運営している本組合も同様にその取り組みが必要なことは論をまたないところであります。

事務の共同処理化は、組織市町の歳出削減を図るための有効な手段になり得ると思われます。

本組合が方針決定した衛生センター統合に係る本年度から令和４年度までの臨時経費のほか、近い将来、クリーンセンター整備に大きな経費を要することも見込まれております。

現行の共同事務の検証と併せ、一部事務組合の利点を活かした事務の共同処理を研究し、本組合の考えを持って組織市町と協議に取り組むことを期待するものであります。

私からの説明は、以上でございます。よろしく、御理解賜りたいと存じます。

○議長（大森秀一議員）　以上で議案説明及び監査報告が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は、12月２日の議案審議の際に行います。

日程第６　第９号議案　石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大森秀一議員）　次に、日程第６、第９号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（沓沢秀幸）　ただいま上程されました、第９号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

人事院は、10 月７日及び 10 月 28 日に一般職の国家公務員の給与改定の実施を国会及び内閣に対し勧告し、本勧告のとおりの内容を実施することで「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が今月 27 日に成立したところであります。

主な内容は、官民格差に基づく本年度の給与水準改定として、民間の昨年８月から本年７月までの直近１年間のボーナスの支給割合を国家公務員と比較し、国家公務員が上回るその格差、0.05 月を埋めるため、期末手当の支給月数に反映し、0.05 月分の引下げ改正を行うものであります。

本組合職員の給与につきましては、国家公務員の給与制度を基本として改定を行ってきておりますことから、人事院勧告と同様の改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げますので、表紙番号１の１ページ、併せて表紙番号６の１ページをごらん願います。

はじめに、第１条は、第 26 条第２項の一般職の期末手当の支給割合について、本年 12 月の期末手当の支給割合を、0.05 月分引き下げ、現行の支給割合「100 分の 130」を「100 分の 125」に改めるものであります。

また、同条第３項は、前項の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

次に、第２条は、令和３年度以降の期末手当について、第 26 条第２項で、本年 12 月に 0.05 月分引き下げした一般職に係る支給割合について、６月と 12 月の期末手当が均等になるよう配分し、それぞれ「100 分の 127.5」に改めるものであります。

また、同条第３項は、前項の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

次に、附則でありますが、第１条については、公布の日から施行し、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大森秀一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大森秀一議員）　なければこれにて質疑を終結します。

討論に入ります。本案について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大森秀一議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。お諮りいたします。

第９号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大森秀一議員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７　第１０号議案　石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（大森秀一議員）　次に、日程第７、第10号議案「石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、消防長の説明を求めます。消防長。

○消防長（水沼克之）　ただいま上程されました、第 10 号議案「石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

表紙番号１の２ページから３ページ、併せて表紙番号６「条例の一部改正新旧対照表」の２ページから５ページをごらん願います。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」により、いわゆる電気自動車の充電に用いられる急速充電設備の全出力の上限が 50 キロワットから 200 キロワットまで拡大され、あわせて、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が改正されたことに伴い、関連する必要な事項について、本組合の火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

はじめに、第８条の３は、本条例改正に伴う条項の追加による号ずれにより、引用条文を改めるものであります。

次に第 11 条の２は、急速充電設備の基準について、規制する上限を「全出力 50 キロワット」から「全出力 200 キロワット」に改めるほか、設置に関し必要な技術上の基準を新たに追加するものであります。

次に第 44 条は、消防署長への届け出が必要な設備に「急速充電設備」を追加するほか、文言の整理を行ったものであります。

次に附則でありますが、本条例は令和３年４月１日から施行しようとするものであり、経過措置として現に設置され又は設置工事中に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大森秀一議員）　以上で議案説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は、12月２日の議案審議の際に行います。

日程第８　第１１号議案　令和２年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第２号）

○議長（大森秀一議員）　次に、日程第８、第11号議案「令和２年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

本案について、事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（沓沢秀幸）　ただいま上程されました、第 11 号議案「令和２年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第２号)」について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動や給与改定に伴う人件費の整理、各種事業における今後の執行見込額の整理のほか、東京オリンピック競技大会に係る補助金が「宮城県消防・救急体制整備費補助金」として確定したことに伴う歳入予算の整理、新型コロナウイルス感染予防対策に係る経費について、組織市町に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」として措置されることに伴う財源振替などを行うものであります。

それでは、表紙番号５「令和２年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算」の１ページをごらん願います。

第１条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１億 9,719 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 58 億 7,768 万６千円とするものであります。

第２項及び第３項は、宮城県消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会）交付要綱が確定し、補助金交付団体が国から宮城県に変更となったことにより、歳入予算「４款県支出金」の項の区分中「２項県委託金」を「３項県委託金」に改め「２項県補助金」を加え、歳入予算の款の区分中「３款国庫支出金」を削り、４款以降の款の番号を一つずつ繰上げるものであります。

次に、第２条は地方債補正であります。

４ページ、第２表「地方債補正」にありますように、化学消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び高規格救急自動車の購入に伴う契約額が確定したことにより、限度額を 550 万円減額し、１億 4,520 万円に変更するものであります。

それでは、事項別明細書により、歳出から御説明申し上げますので、36 ページをごらん願います。

１目議会費で 165 万９千円減額しておりますが、これは、議員研修会の中止に伴う旅費の減であります。

次に 38 ページ、１目一般管理費で 595 万９千円減額しておりますが、これは、人件費の減と、研修会中止に伴う旅費、研修受講負担金及び契約執行残等による減などであります。

２目企画費で 33 万５千円減額しておりますが、これは、広域広報印刷製本費及び庁内ネットワーク通信料の執行見込みの減などであります。

３目監査委員費に 31 万２千円増額しておりますが、これは、人件費の増と、研修会等の中止に伴う旅費の減であります。

次に 40 ページ、１目地域振興費で 1,527 万９千円減額しておりますが、これは、おにぎり大使派遣事業及びふるさと探訪ツアー事業の中止に伴う委託料及び旅費等の減などであります。

次に 42 ページ、１目介護認定審査費に 480 万１千円増額しておりますが、これは、

人件費の増と、審査会の休会及び書面審査会の実施による委員報酬の減、令和３年４月の介護保険法改正に伴う介護認定支援システム改修作業委託料の増などであります。

次に 44 ページ、１目衛生総務費に 443 万３千円増額しておりますが、これは、人件費の増と、研修の中止に伴う旅費等の減であります。

２目衛生施設費で 8,332 万２千円減額しておりますが、これは、衛生センター両施設に係る人件費の減と、衛生センターの統合に向けた整備の見直しに伴う西部衛生センターの維持補修費等の契約執行残による減などであります。

46 ページ、３目清掃施設費で 1,030 万 4 千円減額しておりますが、これは、クリーンセンターに係る人件費の増と、燃料費及びごみ焼却炉汚染負荷量賦課金の減などであります。

次に 48 ページ、１目常備消防費で 8,165 万４千円減額しておりますが、これは、人件費の減と、会議・研修等の中止に伴う旅費及び負担金等の減、委託料の契約執行残による減、東京オリンピック競技大会に係る消防・救急体制の整備事業費の減、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う増などであります。

２目消防施設費で 757 万１千円減額しておりますが、これは、車両購入費と消防器具費の契約執行残による減、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う増であります。

50 ページをごらん願います。

３目財政調整基金費に１千円増額しておりますが、これは、基金利子積立金の増であります。

次に 52 ページ、２目利子で 65 万４千円減額しておりますが、これは、令和元年度に借入した「消防施設整備事業債」の利率確定に伴う減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、10 ページにお戻り願います。

１目市町負担金で１億 9,199 万４千円減額しておりますが、これは、前年度繰越金等の収入の増や、先ほど御説明申し上げました歳出予算の減額などによるものであります。

次に 12 ページ、２目衛生手数料で 1,867 万９千円減額しておりますが、これは、ごみ処理手数料の減などによるものであります。

次に 14 ページ、１目消防費県負担金で 142 万１千円減額しておりますが、これは、宮城県派遣職員給与負担金の減によるものであります。

次に 16 ページ、１目消防費県補助金に 108 万８千円増額しておりますが、これは、当初、国庫補助金に 497 万３千円計上しておりました「消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会）」について、宮城県補助金として確定したため、今年度整備分を措置するものであります。

次に 18 ページ、１目消防費県委託金に 32 万７千円増額しておりますが、これは、移譲事務交付金の確定による増であります。

次に 20 ページ、２目利子及び配当金に１千円増額しておりますが、これは、財政調整基金利子の増によるものであります。

次に 22 ページ、１目物品売払収入に 326 万３千円増額しておりますが、これは、

クリーンセンターの鉄及びアルミ売払収入の減、電力売払収入の増によるものであります。

次に 24 ページ、１目財政調整基金繰入金で 1,000 万円減額しておりますが、これは、補正予算（第１号）にて計上した新型コロナウイルス感染症予防対策に要する経費について、「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」が組織市町に交付されることに伴い、消防費繰入金から消防負担金へ財源振替するものであります。

２目ふるさと市町村圏基金繰入金で 1,351 万９千円減額しておりますが、これは、歳入歳出の財源調整による減額であります。

次に 26 ページ、１目繰越金で 4,600 万円増額しておりますが、これは、前年度決算による繰越金を措置したものであります。

次に 28 ページ、１目組合預金利子で３万６千円減額しておりますが、これは、歳計現金預金利子の減であります。

次に 30 ページ、１目雑入で 174 万７千円減額しておりますが、これは、おにぎり大使派遣事業参加者負担金及びふるさと探訪ツアー参加者負担金の減などであります。

次に 32 ページ、２目消防債で 550 万円減額しておりますが、これは、地方債補正で御説明申し上げました化学消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び高規格救急自動車の購入に伴う契約額が確定したことによるものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大森秀一議員）　以上で議案説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は12月２日の議案審議の際に行います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御苦労さまでございました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時４６分　　散　会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

石巻地区広域行政事務組合議会

議　会　議　長　　大　森　秀　一

署　名　議　員　　森　山　行　輝

署　名　議　員　　阿　部　　薫